

③ 固定資産税納税通知書を発送します

問 課税に関して：税務課(内線 110) 納税に関して：収税課(内線 121)

令和5年度固定資産税の納税通知書を4月13日頃に発送します。納税通知書の税額や、同封されている「課税明細書」に記載されている資産の詳細などを確認いただき、納期限までに納付してください。

「全期前納納付書」で納付する方は、誤納付を防ぐため「期別納付書(第1期から第4期)」は適切に廃棄処分等を行ってください。また、全期前納納付をする場合の納期限は5月1日(月)となります。

④ 結婚新生活を支援します

問・申 総務課(内線 132) 〒309-1792 笠間市中央 3-2-1

市では、新婚世帯に対して新居の住居費用(取得・賃貸)、引っ越し費用およびリフォーム費用の一部を補助します。

対象世帯 初回補助対象世帯

- ・令和5年3月1日から令和6年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦であること
- ・申請時において、夫婦のいずれも市内の補助対象住宅に住民登録があること
- ・婚姻の届出日において、夫婦の年齢がいずれも満39歳以下であること
- ・夫婦の合計所得が500万円未満であること など

追加補助対象世帯

- ・令和4年度に結婚新生活支援事業による補助の交付決定(他自治体を除く)を受けた世帯で、受給額が30万円に達しなかった世帯

対象経費 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に支払われた以下の費用

- ・婚姻に伴い、笠間市で新たに住宅を取得する際に要した費用
※土地代、旧住宅解体撤去費、設備購入費等は対象外
- ・婚姻に伴い、笠間市で新たに住宅を貸借する際に要した費用(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料等)
※勤務先等から居住費用に係る手当等を受けている場合は、その相当額を除く。
- ・婚姻に伴い、笠間市に引っ越し際に要した費用
※引っ越し業者または運送業者への支払い等の引っ越しに係る実費等が対象となり、レンタカー費用など業者を用いない引っ越し費用は対象外
※勤務先等から引っ越し費用に係る手当等を受けている場合は、その相当額を除く。
- ・婚姻に伴い、笠間市内の住宅リフォームに要した費用(住宅の修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用)
※倉庫、車庫、外構に係る工事費用および家電購入や設置に係る費用は対象外

補助金額 夫婦双方が29歳以下の世帯：上限60万円

上記以外の世帯：上限30万円

※他にも補助対象要件がありますので、申請の前に必ずご相談ください。

申込方法 窓口で直接または郵送で申請してください。

申込期限 令和6年3月31日(日) ※郵送の場合は必着

市職員を名乗る電話で「還付金」「ATM」と聞いたら詐欺を疑ってください。